

総 税 都 第 32 号
令和元年 10 月 1 日

各都道府県税務担当部局長 }
各都道府県市町村担当部局長 } 殿

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

消費税率（国・地方）引上げに伴う対応等について

本日 10 月 1 日より、消費税率（国・地方）が引き上げられ、併せて軽減税率制度も導入されたところです。今回の消費税率の引上げは、地方の社会保障の充実や安定化、地方財政の健全化に寄与する意義深いものであり、引き続き、税率引上げの意義や軽減税率制度等について、国民にわかりやすく、丁寧に説明を行っていく必要があります。

特に、軽減税率制度等に係る広報・周知等については、これまでも、「消費税軽減税率制度等の広報・周知等について（依頼）」（平成 31 年 3 月 1 日付け総税都第 21 号）及び「消費税軽減税率制度等の広報・周知等に関する一層の取組について」（令和元年 8 月 9 日付け総税都第 29 号）等により、各地方団体（都道府県・市町村）において、主体的かつ積極的に対応していただくようお願いしてきたところですが、引き続き、下記の点に留意し、広報・周知等を行っていただきますようお願いいたします。

また、車体課税においても、平成 28 年度改正及び令和元年度改正による大幅な見直し（環境性能割の導入及び臨時的軽減、自動車税種別割の税率引下げ等）が施行されました。これまでも、「平成 31 年度税制改正における車体課税の見直しに係るポスターの配布予定について（周知）」（平成 31 年 1 月 24 日付け総務省自治税務局自動車税制企画室事務連絡）等により、車体課税の見直しについての広報・周知をお願いしてきたところですが、引き続き、下記の点に留意し、広報・周知の御協力をお願いいたします。

都道府県におかれては、市区町村においても積極的に広報・周知等を行っていただくよう、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 消費税軽減税率制度等に係る対応等について

(1) 政府広報室が作成した広報素材等の活用

庁内関係部局等と連携し、税率引上げの意義や引上げ分の使いみち、家計及び景気への影響緩和策、軽減税率制度等について、政府広報室が作成した広報素材をホームページ等において活用するなど、引き続き、住民及び事業者に対する広報・周知を積極的に行っていただきたいこと。

また、当省作成の事業者向けチラシや国民向けポスターなど、既に地方団体へ提供している広報素材の活用や、政府広報キャンペーンサイト「知ってほしい！消費税のこと。暮らしのこと。」の周知、そのほか各地方団体における広報媒体及び会議等を通じた独自の広報・周知等を、引き続き、積極的に実施していただきたいこと。

(2) 事業者等からの相談への適切な対応

軽減税率制度や事業者支援措置等に関して、事業者や住民から問合せ等があった際には、関係府省庁等の相談窓口を御案内いただくなど、適切に対応していただきたいこと。

(参考：関係府省庁等の相談窓口)

- ・消費税軽減税率電話相談センター（国税庁）

0120-205-553

0570-030-456

(受付時間) 9:00～17:00 (土日祝除く)

※令和元年10月は土曜日・日曜日・祝日も受付(別添1参照)。

- ・軽減税率対策補助金事務局（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

0120-398-111

0570-081-222

(受付時間) 9:00～17:00 (土日祝除く)

※令和元年10月は土曜日・日曜日・祝日も受付(別添2参照)。

- ・消費税価格転嫁等総合相談センター（内閣府）

0120-200-040

0570-200-123

(受付時間) 9:00～17:00 (土日祝除く)

※令和元年10月は土曜日・日曜日・祝日も受付(別添3参照)。

(3) 税務署等が開催する説明会等への協力

軽減税率制度導入後においても、事業者が消費税の適切な申告を行えるよう、税務署等が記帳指導等の説明会を開催する予定であるので、管内事業者への開催周知等につき、引き続き、御協力いただきたいこと(説明会の開催予定については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>)参照)。

(4) 地方団体が事業者の立場として必要となる対応等

軽減税率制度への対応(区分経理の実施、区分記載請求書等の発行等)のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に関して、公的部門において、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)に違反する行為が生じることのないよう、調達等契約事務の適切な運用について、引き続き、庁内関係部局等への周知、連携等に御留意いただきたいこと。

また、『「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」の広報・周知等について(依頼)」(平成30年12月21日付け総税都第67号)において、管内事業者等に対する「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」の広報・周知等について依頼したところであるが、商工担当部局等の庁内関係部局と連携の上、引き続き、御協力いただきたいこと。

2 車体課税(環境性能割の導入等)に係る広報・周知について

(1) 環境性能割の導入等

環境性能割については、平成28年度改正により、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入することが決定された。

環境性能割の税率については、自動車の燃費性能等に応じて設定されているが、今般の見直しにより、環境インセンティブを強化する観点から、税率の適用区分を見直しているとともに、自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)の税率を1%分軽減しているため、制度の広報・周知を、引き続き、実施していただきたいこと。

(2) 自動車税種別割の税率引下げ

令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心にすべての税率区分において税率を引き下げることについて、制度の広報・周知を、引き続き、実施していただきたいこと。

連絡先

- ・消費税軽減税率制度等に係る対応等について
自治税務局都道府県税課 間税第一係 上村（うえむら）
電 話：03-5253-5665（直通）
E-mail：s2. uemura@soumu. go. jp
- ・車体課税（環境性能割の導入等）に係る広報・周知について
自治税務局都道府県税課自動車税制企画室 前川（まえかわ）
電 話：03-5253-5663（直通）
E-mail：y. maekawa@soumu. go. jp

軽減コールセンター (消費税軽減税率電話相談センター)

0 1 2 0 - 2 0 5 - 5 5 3

【受付時間】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝除く※)

※令和元年10月は土曜日・日曜日・祝日も受け付けています。

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。
音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

軽減税率が適用
される品目が
知りたい方
➡ 「1」

帳簿・請求書など
の書き方が
知りたい方
➡ 「2」

その他の軽減税率制度
について
知りたい方
➡ 「3」

○ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

下のコードから
特設サイトへ



転嫁、価格表示、便乗値上げ等のほか、
軽減税率制度の概要については

■お問合せ先

総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター）

0 1 2 0 - 2 0 0 - 0 4 0

【受付時間】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝除く※)

※令和元年10月は土曜日・日曜日・祝日も受け付けています。

軽減税率対策補助金
(レジ改修の相談を含む) については

■お問合せ先

軽減税率対策コールセンター

0 1 2 0 - 3 9 8 - 1 1 1

【受付時間】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝除く※)

※令和元年10月は土曜日・日曜日・祝日も受け付けています。

軽減税率対策 コールセンター

軽減税率対策補助金は、令和元年10月に消費税率10%へ引上げに併せて実施される消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々への補助金制度です。

○フリーダイヤル: 0 1 2 0 - 3 9 8 - 1 1 1

(固定電話(IP電話を除く)・携帯電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル: 0 5 7 0 - 0 8 1 - 2 2 2

(通話料金がかかります。)

(受付時間: 9時~17時(土日祝日・年末年始を除く)

(令和元年10月は、土曜日・日曜日・祝日も受付)

○申請書類送付先: 〒115-8691

赤羽郵便局私書箱4号 軽減税率対策補助金事務局申請係

軽減税率対策補助金に関する情報については、以下の軽減税率対策補助金事務局HPをご覧ください。

URL <http://kzt-hojo.jp/>

総合相談センター

(消費税価格転嫁等総合相談センター)

総合相談センターは、内閣府が設置している政府共通の相談窓口です。

総合相談センターでは、以下のような相談を受け付けています。

- 転嫁に関するお問い合わせ
- 広告・宣伝に関するお問い合わせ
- 消費税の総額表示に関するお問い合わせ
- 便乗値上げに関するお問い合わせ
- 軽減税率に関するお問い合わせ
- 価格設定ガイドラインに関するお問い合わせ

○フリーダイヤル: 0120-200-040

(IP電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル: 0570-200-123

(通話料金がかかります。)

(受付時間: 9時~17時(土日祝日・年末年始を除く))

(令和元年10月は、土曜日・日曜日・祝日も受付)

○メール: ホームページ上の専用フォーム(24時間受付)

URL <https://www.tenkasoudan.go.jp/>

消費税価格転嫁等対策に関する情報については、以下の内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」をご覧ください。

URL <https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>